

# 一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター 適合証明業務手数料規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター適合証明業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(以下「センター」という。)が実施する適合証明業務に係わる手数料について、必要な事項を定める。

なお、本適合証明業務に係る各手数料には、別途に消費税を加算する。

## (フラット35の設計検査及び現場検査適合証明の申請手数料)

第2条 フラット35(財形住宅融資を含む。)の設計検査及び現場検査・適合証明の申請手数料の額は、別表第1に掲げる額とする。

## (賃貸住宅融資の設計検査及び現場検査・適合証明の申請手数料)

第3条 賃貸住宅融資の設計検査及び現場検査・適合証明の申請手数料の額は別表第2に掲げる額とする。

## (現場検査に係る追加料金)

第4条 業務規定第6条に掲げる地域に、第2条から前条までの現場検査のため適合証明業務実施者が出張する場合は、第2条から前条までに規定する手数料に別表第3に定める出張費を加算する。

2 前項の規定は、当該検査地域が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物においては適用しない。

## (手数料の減額及び割増)

第5条 第2条から第4条までに規定する申請手数料額は、理事長が必要と認めた場合は減額又は割増できるものとする。

## (再交付手数料)

第6条 センターが適合証明書を再交付する場合の手料金は、1通につき5,000円とする。

## (その他)

第7条 「住宅地債券(つみたてくん)積立者」「住宅積立郵便貯金預金者」に対して住宅金融支援機構が行う直接融資及びこの規程にない項目については、別途協議の上決定する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 16 日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【別表第1】 フラット35（財形住宅融資を含む）申請手数料

A 新築一戸建て等

単位：円（税抜き）

種 別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35	単独申請	34,000	14,000	24,000
	同時申請	17,000	7,000	12,000
フラット35S	単独申請	40,000	20,000	30,000
	同時申請	20,000	10,000	15,000

※ 設計検査における同時申請とは、確認申請、住宅性能評価（設計）を当センターで行っている場合。（以下、別表第2において同じ。）

※ 現場検査における同時申請とは、建築基準法による中間・完了検査、住宅性能評価（建設）又は、住宅瑕疵担保責任保険の検査と同時に検査できるものとして申請する場合。（以下、別表第2において同じ。）

※ 設計検査においてフラット35Sの耐震性を選択する場合は、上記の手数料に申請建築物1棟につき15,000円を加算する。ただし、申請建築物が建築基準法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれを申請建築物1棟とみなす。

※上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しない。

B 新築一戸建て等（竣工済の一戸建て等の特例の場合）

単位：円（税抜き）

種 別		設計検査	竣工現場検査
フラット35	単独申請	34,000	29,000
	同時申請	17,000	29,000
フラット35S	単独申請	40,000	41,000
	同時申請	20,000	41,000

※ 竣工済特例は、通常の竣工現場検査に加えて、中間現場検査で検査する内容も合わせて検査するため、工事監理報告書、施工状況報告書、完了検査申請書類等の工事の状況を記録した書類又は現場における施工時の写真など準備が必要となる。

C 新築共同建て

(一般申請の場合)

単位：円（税抜き）

種 別	設計検査	竣工現場検査
単独申請	120,000 / 棟 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	8,000 / 戸
同時申請	70,000 / 棟 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	4,000 / 戸

(フラット35登録マンションの場合)

単位：円（税抜き）

種 別	設計検査	竣工現場検査
単独申請	120,000 / 棟 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	5,000 / 戸 (1 ~ 19 戸)
		100,000 / 棟 (20 ~ 50 戸)
		150,000 / 棟 (51 ~ 100 戸)
		180,000 / 棟 (101 ~ 200 戸)
		210,000 / 棟 (201 ~ 300 戸)
		230,000 / 棟 (301 戸 ~ )
同時申請	70,000 / 棟 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	2,500 / 戸 (1 ~ 19 戸)
		50,000 / 棟 (20 ~ 50 戸)
		75,000 / 棟 (51 ~ 100 戸)
		90,000 / 棟 (101 ~ 200 戸)
		105,000 / 棟 (201 ~ 300 戸)
		115,000 / 棟 (301 戸 ~ )

(注) 下記のいずれかの省エネ審査手数料を加える。なお、計算式のnは一次エネルギー消費量を計算した住戸数とする。(単位は円)

- ①品確法に基づく評価方法基準の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級で計算した場合：7,000×n
- ②建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住戸単位で評価した場合：7,000×n
- ③建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住棟単位で評価した場合：20,000+7,000×n

※ 1棟においてフラット35の住戸とフラット35Sの住戸を同時に申請する場合、表Dを適用する。

D 新築共同建て（フラット35S）

（一般申請の場合）

単位：円（税抜き）

種別	設計検査	竣工現場検査
単独申請	150,000 / 棟 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	10,000 / 戸
同時申請	90,000 / 棟 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	5,000 / 戸

（フラット35登録マンションの場合）

単位：円（税抜き）

種別	設計検査	竣工現場検査
単独申請	150,000 / 棟 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	6,000 / 戸 (1 ~ 19 戸)
		120,000 / 棟 (20 ~ 50 戸)
		180,000 / 棟 (51 ~ 100 戸)
		220,000 / 棟 (101 ~ 200 戸)
		250,000 / 棟 (201 ~ 300 戸)
		270,000 / 棟 (301 戸 ~ )
同時申請	90,000 / 棟 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	3,000 / 戸 (1 ~ 19 戸)
		60,000 / 棟 (20 ~ 50 戸)
		90,000 / 棟 (51 ~ 100 戸)
		110,000 / 棟 (101 ~ 200 戸)
		125,000 / 棟 (201 ~ 300 戸)
		135,000 / 棟 (301 戸 ~ )

（注）下記のいずれかの省エネ審査手数料を加える。なお、計算式のnは一次エネルギー消費量を計算した住戸数とする。（単位は円）

- ①品確法に基づく評価方法基準の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級で計算した場合：7,000×n
- ②建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住戸単位で評価した場合：7,000×n
- ③建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住棟単位で評価した場合：20,000+7,000×n

※ 設計検査においてフラット35Sの耐震性を選択する場合は、上記の手数料に下表の金額を加算する。なお、申請建築物が、建築基準法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれ申請建築物1棟とみなす。  
単位：円（税抜き）

申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡以内のもの	15,000
申請建築物1棟ごとの床面積が200㎡を超え1,000㎡以内のもの	30,000
申請建築物1棟ごとの床面積が1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	40,000
申請建築物1棟ごとの床面積が3,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	50,000
申請建築物1棟ごとの床面積が10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	60,000
申請建築物1棟ごとの床面積が50,000㎡を超えるもの	80,000

※上記の加算する手数料は、当該性能を満たしていることを当センターが別に審査を行った場合には適用しない。

【別表第2】 賃貸住宅融資申請手数料

単位：円（税抜き）

種 別	設計検査	竣工現場検査
単独申請	24,000 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	24,000
同時申請	12,000 +省エネ審査手数料 <sup>(注)</sup>	12,000

(注) 下記のいずれかの省エネ審査手数料を加える。なお、計算式のnは一次エネルギー消費量を計算した住戸数とする。(単位は円)

- ①品確法に基づく評価方法基準の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級で計算した場合： $7,000 \times n$
- ②建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住戸単位で評価した場合： $7,000 \times n$
- ③建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準を住棟単位で評価した場合： $20,000 + 7,000 \times n$

【別表第3】

地域別割増手数料

単位：円（税抜き）

地域 区分	割増 手数料		
		神奈川県	愛知県
A地域	10,000	伊勢原市、平塚市、秦野市、 二宮町、大磯町、中井町、 大井町、松田町、開成町	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、 豊根村、岡崎市、安城市、幸田町
B地域	15,000	厚木市、茅ヶ崎市、藤沢市、 相模原市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 寒川町、愛川町、 清川村	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、 日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、 豊田市、刈谷市、 西尾市（佐久島を除く。）、知立市、 高浜市、みよし市、碧南市、半田市、 大府市、東海市、知多市、東浦町、 阿久比町
C地域	20,000	横浜市、川崎市、 鎌倉市、横須賀市、逗子市、 三浦市、 葉山町	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、 北名古屋市、清須市、岩倉市、犬山市、 豊山町、大口町、扶桑町、あま市、 津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、 大治町、弥富市、常滑市、武豊町、 美浜町、南知多町、 西尾市（佐久島に限る。）

※ 建築基準法による中間・完了検査又は住宅性能評価（建設）を当センターで行っている場合は除く。

※ 同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合には、1つの検査申請のみに割増手数料を加算する。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。